

意匠分類記号	意匠分類の名称
E2-329	スロットマシンゲーム機部品及び付属品

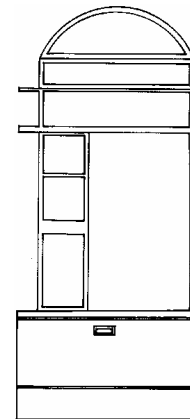
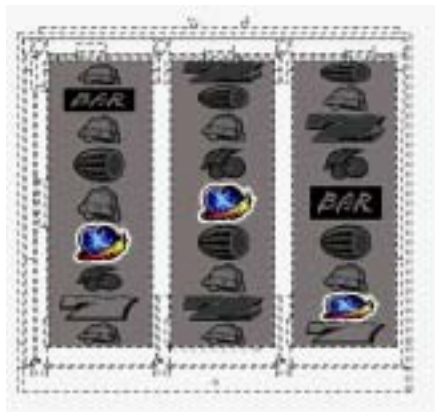
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
E2-30	一	娯楽機械

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
スロットマシンゲーム機のリール用シール	スロットマシンゲーム機用リール駆動器	スロットマシンゲーム機収納キャビネット
スロットマシンゲーム機用設置棚	スロットマシン用ランプカバー	スロットマシンゲーム機用ドリンクホルダー
スロットマシン用筐体		

定義
分類の定義: ここには遊技場、ゲームセンター等で営業用使用するスロットマシンゲーム機の部品及び付属品を分類する。



E-329
 意匠登録 1174626
 スロットマシンゲーム機のリール用シールのリール用シール

E2-329
 意匠登録 1174625
 スロットマシンゲーム機用リール駆動器

E2-329
 意匠登録 1134687
 スロットマシンゲーム機収納キャビネット

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

過去に分類した物品の名称